

## 第3章 風水害等編（予防計画）



### 第3章 風水害等編（災害予防計画）

#### I 災害に強い人づくり

##### 序節-1 風水害等予防計画の基本方針

風水害に対して町民の生命・財産の安全を確保する為の予防対策は「風水害等に強い人づくり」、「風水害等に強いまちづくり」、「風水害等災害応急対策活動の準備」の3つに区分する。

##### 1 風水害等に強い人づくり

- (1) 台風・大雨等の防災知識の普及計画
- (2) 自主防災組織の育成計画
- (3) 防災訓練実施計画
- (4) 災害時要援護者安全確保計画
- (5) ボランティア計画
- (6) 竜巻災害予防計画

##### 2 風水害等に強いまちの環境

- (1) 治山・治水対策計画
- (2) 高潮災害予防計画
- (3) 火災予防計画
- (4) 建築物等災害予防計画
- (5) 火災予防計画
- (6) 林野火災予防計画
- (7) 危険物施設等災害予防計画
- (8) 上・下水道施設災害予防計画
- (9) 農業災害予防計画
- (10) 文化財災害予防計画
- (11) 不発弾災害予防計画
- (12) 道路事故予防計画

##### 3 風水害等災害応急対策活動の準備

- (1) 災害避難・救助施設等の整備計画
- (2) 防災備蓄及び資機材の整備・点検計画
- (3) 災害通信施設整備計画
- (4) 交通確保・緊急輸送計画
- (5) 基地災害及び米軍との相互応援計画
- (6) 海上災害予防計画
- (7) 業務継続計画

### 第3章 風水害等編（災害予防計画）

#### 第1節 台風・大雨等の防災知識の普及計画

[担当：総務課・教育指導課]

近年、台風の勢力の大型化による被害の拡大やゲリラ豪雨などが発生しているが、台風の来襲の多い本県全土において台風等への防災意識の低下が懸念され、台風時に外出して負傷する事例も多数みられる。このため、過去に本県に甚大な被害をもたらした台風の教訓を再認識し、災害の教訓を風化させないことが重要である。

##### 1 台風教育

###### (1) 講演会

気象台、県と協力し、防災気象講演会やお天気教室等を定期的で開催し、町民向けの台風や大雨等の気象災害の知識を普及する。

###### (2) 防災教育

県及び嘉手納町は、幼稚園、小・中学校、高等学校の学校教育等において、台風・大雨等の災害の基礎知識や避難行動等についての防災教育を徹底する。

###### (3) 災害教訓の伝承

###### ア 台風災害の蓄積と公開

県と協力し、県内の過去の大規模な台風災害に関する資料、文献及び映像等をライブラリー化し、町民への災害記録や教訓等の周知に努めるとともに、災害発生箇所の保存やモニュメント等の設置を検討する。

###### イ 台風災害の経験・教訓等の伝承

県及び市町村は、過去の大規模台風災害等の検証や記念事業（シンポジウム、現地歩き、展示会、被災者の語り部等）を定期的を実施し、災害等の教訓を後世に伝える。

##### 2 防災関係職員に対する防災教育

###### (1) 防災担当者研修

本町における防災担当者は、県や防災機関・団体が行う防災に関する知識及び活動についての研修等に積極的に参加し、本町の防災対策に反映するよう資質の向上に努めるものとする。

###### (2) 防災関係機関職員の教育

本町における防災関係機関・団体は、防災に関して、その所属職員の教育を計画的に実施するものとする。

###### (3) 消防教育

消防教育は、消防職員・団員等に対し、消防学校において行う専門教育及び本町において各々所要の教育計画を定めて実施する一般教育とする。

また、施設管理者等の資質向上を図るため町は、(財)日本防火協会及び(社)沖縄県消防設備保守協会が実施する防火管理者講習会等の受講を促すものとする。

### 第3章 風水害等編（災害予防計画）

#### 3 防災上重要な施設の管理者の教育

##### （1）危険物取扱施設の管理者

防火管理に関する有識者を増やすため、県が法令に基づいた指導・講習等を実施し、本町においても周知及び協力体制を図るとともに、防火管理体制の強化・拡充を促進するものとする。

##### （2）避難時の拠点施設となる管理者等

避難計画に定めた避難所等の防災拠点施設において、その管理者等に対する防災教育の徹底を図るものとする。

#### 4 町民への防災意識の普及

防災知識の普及は、関係機関において次の方法により行うほか、適宜、関係機関の協力を得て、行うものとする。

##### （1）火災予防週間等における防災知識の普及

「火災予防運動週間（春 3 月 1～7 日及び秋 11 月 9～15 日実施）」、「防災週間（8 月 30 日～9 月 5 日）」、「防災とボランティア週間（1 月 15～21 日）」、「道路防災週間（8 月 25～31 日予定）」等において、各機関の協力を得て防災知識の普及を図るものとする。

##### （2）広報・普及実施方法及び広報内容

###### ① 広報・普及実施方法

- ア) 新聞、ラジオ及びテレビ等のマスコミを活用した啓蒙
- イ) 防災マップ、「広報かでな」、その他パンフレット等の発行
- ウ) 映画、写真等による啓蒙
- エ) 防災教育・地域別説明会の実施
- オ) 地域別に防災標識を設置

###### ② 広報内容

- ア) 一般的防災知識
- イ) 災害時の危険箇所
- ウ) 避難場所の設定及び利用に関すること
- エ) 町民の防災協力事項
- オ) 気象（災害）予報に関すること

### 第3章 風水害等編（災害予防計画）

#### （3）学校教育及び社会教育における防災知識の普及

##### ア）学校教育

児童、生徒に対しては、学校におけるあらゆる教育活動の機会を通じ、必要に応じて防災知識の普及に努めるものとする。

##### イ）社会教育

社会教育の拠点である公民館、その他施設を中心として研修、集会等の機会を通じ必要に応じて防災知識の普及に努めるものとする。

#### （4）気象台の役割

沖縄県や嘉手納町、その他の防災関係機関と連携し、土砂災害、洪水害、竜巻等突風による災害などの風水害が発生する状況を住民が容易に理解できるよう、これらに係る防災気象情報の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、住民に正確な知識を普及するものとする。また、特別警報・警報・注意報発表時の住民のとりべき行動などについて、関係機関と連携して、普及・啓発を図るものとする。

### 第3章 風水害等編（災害予防計画）

#### 第2節 自主防災組織の育成計画

災害に対処するには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識と連帯感に基づく行動が重要であり、地域住民が自主的に防災活動を行う体制が防災対策に有効である。

被害を防止し、軽減するためには、住民の自主的な防災活動が必要不可欠となることから、本町においては地域住民による自主防災組織の組織化を積極的に推進し、育成・強化を図ることとする。

[担当：総務課]

##### 1. 住民の防災意識の高揚

住民に対する防災意識の普及・啓発及び自主防災組織結成推進を図るため、パンフレットやビデオ等の資料の作成、また講演会・展示会の開催等に積極的に取り組むものとする。

##### 2. 自主防災組織の整備（組織づくり）

###### （1）自主防災組織の編成

本町において住民が防災活動を推進する上で適正な規模と地域を単位とした組織を編成することとし、住民と協議することで実施を検討する。

- ① 住民が真に連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模であること。
- ② 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

また、現在組織されている地区をモデルとして、組織化されていない地区においても組織化を支援していくものとする。

###### （2）組織づくり

###### ① 自治会組織

自治会等の自治組織に活動の一環として、防災活動を組み入れることにより、自主防災組織として育成する。

###### ② 防災活動推進団体等

何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実・強化を図って、自主防災組織として育成する。

###### ③ 地域活動団体

地域活動を行っている団体・組織等を活用して、自主防災組織として育成するように努める。

（商店街組合等の地域振興団体、青年団体、婦人会、PTA等）

### 第3章 風水害等編（災害予防計画）

#### 3. 活動計画の制定

組織が効率的な活動を実施できるよう、地域の規模及び態様を十分生かした具体的な活動計画を制定するものとする。

#### 4. 自主防災組織の基礎活動

(1) 平常時の活動	(2) 災害時の活動
① 防災に関する知識の普及	① 出火防止、初期消火
② 防災訓練の実施	② 災害情報の収集、伝達
③ 防災資機材の備蓄・点検	③ 責任者等による避難誘導
④ 防災リーダーの育成	④ 救出救護及び災害時要援護者の安全確保
	⑤ 給食・給水

#### 5. 資機材及び活動拠点の整備

町は、自主防災組織が災害時において消火、救助、救護等に必要な防災資機材の整備を促進するため、必要な援助を行うものとする。

また、平常時においては、自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時においては避難・備蓄の機能を有し、活動の拠点となる施設の整備を図るものとする。



### 第3章 風水害等編（災害予防計画）

#### 第3節 防災訓練実施計画

防災活動要領の習熟、防災関係機関との連携の強化、防災意識の高揚、技術の習得等の積み重ねにより防災活動を的確かつ円滑に実施するため、定期的に防災訓練を実施する。

[担当：総務課・各課・消防本部]

##### 1 訓練実施の種類

訓練種別	実施内容
① 総合防災訓練	危険地域を対象にして地域ぐるみ（防災機関含む）の防災訓練を実施するものとする。実施にあたっては、関係機関が緊密な連携を図り、必要に応じて他の関係機関と合同で行うものとする。 訓練内容の中には、避難、救出・救護、炊き出し、防疫訓練等の実施から、情報の収集、応急対策の指示・伝達等、災害時の通信や広域応援要請（情報伝達）が円滑かつ迅速に行えるよう訓練していく。 また、初動体制の確立と迅速化及び各防災機関、住民との連携を図るため、職員の参集訓練を実施する。
② 非常通信訓練	沖縄県地方非常通信協議会の計画訓練において、本町で円滑な非常通信が図れるよう実施する。
③ 消防訓練	役場をはじめ、学校、公民館、郵便局、病院及び福祉施設等の公共・公益施設、宿泊施設や飲食・商店等の多くの人が集まる場所を対象として、消防機材を利用した消火訓練等（避難を含めた総合訓練）を実施するものとする。
④ 水防訓練	本計画により危険と予想された箇所周辺地域において、洪水や浸水、高潮・津波等の水害に対する避難等の訓練を実施する。

##### 2 訓練実施の要領及び実施時期

訓練を実施する場合には、あらかじめ訓練実施要領を作成して各関係機関に周知するものとする。

また、訓練の実施時期については、関係機関と調整を図り、本町の実情を勘案し適切と思われる時期を選択指定する。

##### 3 訓練の参加機関・団体及び対象者

訓練の参加対象は、町、県をはじめ、防災関係機関及び社会教育関係団体とし、さらに一般住民の参加を促進するものとする。

### 第3章 風水害等編（災害予防計画）

#### 4 訓練のための交通規制

町は県公安委員会と協議の上、防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施上最小限度で区域又は道路の区間を指定して、歩行者及び車両の道路通行を禁止又は制限することが出来るものとする。

#### 5 訓練後の評価

防災訓練実施後は、関係機関等訓練参加者の意見を収集するなどの方法により、成果及び問題点を点検・評価し、これらの検討結果に基づき防災体制や防災活動要領等の改善について検討するものとする。

### 第3章 風水害等編（災害予防計画）

#### 第4節 災害時要援護者安全確保体制整備計画

高齢者、病弱者、障害者、児童（乳児含む）、妊婦、外国人、観光客等の災害に比較的弱いと想定される者に対し、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等の様々な面での配慮が必要である。

このため、平常時から地域における災害時要援護者への支援体制が整備されるよう努めるとともに、災害時には避難誘導はもとより、高齢者、障害者の避難場所での健康管理、応急仮設住宅への優先的入居等を推進するものとする。

[担当：総務課・福祉部・産業環境課]

##### 1 社会福祉施設等における安全確保

災害時に、自力で避難できない人々（日常生活が困難な高齢者や障害者（児）乳幼児等）が入所又は通所している社会福祉施設、保育施設等において、安全を図るための十分な防災対策を日頃から講じておくものとする。

###### （1）施設、設備等の整備及び安全点検

災害時要援護者の災害時における安全及び避難の確保を図るため、施設管理者は施設自体の崩壊、火災等が発生しないよう施設の整備を図るとともに、点検を常時行う。

###### （2）地域との連携

災害発生時における避難は、施設職員のみでは不十分であることが予測されることから、施設周辺地域の住民との協力体制が得られるよう、日頃から施設と地域社会との連携を密にし、避難体制の強化を図るものとする。

###### （3）緊急連絡先の整備

災害時要援護者の保護者又は家族等が、災害時において確実な連絡が取れるよう、緊急連絡先の整備を行う。

###### （4）災害用備蓄の推進

災害時に災害時要援護者が最低限必要な食糧及び物資を確保するため、災害用備蓄対策を図るものとする。乳幼児を長時間保護する施設においては、必要最低数量のミルク等の非常食糧を確保する。

また、必要に応じて近隣市町村や民間業者との応援協定を結び、災害時に生活物資が避難所などに十分に届けられる流通システムの整備を図る。

##### 2 不特定多数の者が利用する施設における安全確保

不特定多数の者が利用する施設等には、高齢者や障害者等のように災害発生時には自力で避難することが困難な災害時要援護者が多く出入りしていることから、安全確保のため日頃から十分な防災対策を講じておくことが必要である。

###### （1）施設、設備等の整備及び安全点検

施設管理者は、特に災害時要援護者が安全に避難できるように施設・設備の整備に努めるとともに、迅速に対応できる体制を図り、常時点検を行うものとする。

### 第3章 風水害等編（災害予防計画）

#### （2）整備・点検における指導

本町内の不特定多数者が利用する施設を把握し、消防機関と連携した安全設備の整備及び点検の指導を行うものとする。

### 3 在宅で介護を必要とする町民の安全確保

心身障害者（児）、寝たきり高齢者、認知症を有する高齢者については、身体諸機能の障害等による移動困難等、災害時の安全確保が困難であることから防災上の特別の対策及び体制の整備を図るものとする。また、常時単身で日常生活を営む高齢者等についても生活環境の面から防災上の特別な配慮を必要とする。

#### （1）災害時要援護者避難支援計画の策定

防災関係機関及び、社会福祉協議会や民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の常時災害時要援護者と接している福祉関係者と協力して、災害時要援護者の避難支援体制を整備するよう努める。

また、個人のプライバシーに配慮しつつ、災害時要援護者に関する情報を共有し、一人ひとりの災害時要援護者に対して複数の避難支援者を定めるなど、具体的な避難支援計画策定に努めるものとする。

（「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月）に基づき策定）

#### （2）防災についての指導・啓発

広報誌、広報活動等、関連施設・機関を通じ、災害時要援護者及び家族、地域住民に対する啓発活動を行う。

対象者	内容
① 災害時要援護者及びその保護者・家族	日常生活において常に防災に対する理解を深めるとともに、日頃から防災対策を講じておくこと。 地域において防災訓練等が実施される場合には、積極的に参加すること。
② 地域住民	地域在住の災害時要援護者の把握に努め、その支援体制を整えておくこと。 災害発生時において、災害時要援護者の安全確保に協力すること。

#### （3）緊急通報システムの整備

災害時要援護者の安全を確保するため、迅速な災害情報の伝達が行えるよう検討し、必要な整備が図られるよう努めるものとする。

### 第3章 風水害等編（災害予防計画）

#### 4. 観光客・旅行者等の安全確保

本町に来訪し、地理に不案内な観光客・旅行者等が、災害に遭遇した場合を想定した安全確保等の事前対策を図るものとする。

##### （1）避難標識等の整備

避難場所・避難路の標識が観光客・旅行者等にも容易に判別できる標示とする。

##### （2）宿泊客の安全確保

宿泊客の安全確保について、消防や施設管理者、関係機関等と必要な対策を検討し、防災整備の啓発及び推進に努めるものとする。

また、施設管理者は、食糧、飲料水、医薬品等の備蓄をする等本町被災者の救済活動拠点としての機能を含めた対策を図れるよう、協力体制の確立に努めるものとする。

#### 5. 外国人の安全確保

本町は、アジア最大級の米軍基地が存在するという地理的特性や国際化の進展に伴い、本町に居住・来訪する外国人が多いことを踏まえ、言語・文化・生活環境の異なる外国人の災害時における被害を最小限にとどめ、的確な行動が取れるよう、県とともに本町における防災環境づくりに努めるものとする。

##### （1）外国人への防災知識の普及

###### ① 多言語による災害情報の提供

テレビ・ラジオなどのメディアと連携し、災害などの緊急時に多言語で災害情報を伝達できるよう、体制を整備する。

また、多言語の防災パンフレットを作成・配布するなどの方法により、外国人に対し防災知識の普及を図るものとする。

###### ② 避難誘導及び災害情報伝達のための看板等の設置

外国人が避難場所に円滑に移動できるよう、多言語の看板や国際的に共通した絵文字表記（ピクトグラム）の設置・活用を進める。

##### （2）地域の防災訓練等への参加促進

在住外国人が、火災や地震などの災害発生時に対応できるよう、地域の消防団や防災訓練等への積極的な参加を促す。

##### （3）外国語通訳ボランティアの活用体制の整備

災害時における外国語通訳ボランティアの事前登録等、通訳ボランティアの活用体制の整備を図るものとする。

#### 第5節 ボランティア計画

災害時には行政機関だけの活動には限界があることから、行政機関と連携・支援するボランティアの役割が救援・復興に大きく係わる。このことから、本計画は関係機関、ボランティア（団体）等を支援して、災害ボランティア活動が効果的に行えるよう、相互連携体制を確立し、活動を促進するために、平常時から取り組むべき対策・計画とする。

[担当：総務課・福祉課]

##### 1 ボランティア意識の醸成

###### (1) 学校教育における展開

ボランティア精神とは、幼少期からの教育や体験等によるところが大きく、育成するに当たって、本町の学校教育において積極的に取り入れていくものとする。

###### (2) 生涯学習を通じた取り組み

本町における社会教育活動の中でボランティア講座等を開催し、ボランティアへの理解と実践へのきっかけづくりを図るものとする。

##### 2 ボランティアの育成

###### (1) 地域ボランティアの育成等

ボランティアの効果的な活動を実施するには、被災地内でのボランティアが必要であり、本町及び社会福祉協議会は日常から地域ボランティアの育成に努めるものとする。

###### ●地域ボランティアの役割（初動期）

- ① 被災地外からのボランティアの現地誘導
- ② ボランティアの受付
- ③ ボランティア組織の形成を支援

###### (2) 専門ボランティアの登録・研修等

###### ① ボランティアの登録・把握

本町において、迅速かつ有効なボランティア活用を促進するため、医療業務、看護業務、通訳、無線通信、被災建築物応急危険度判定等の専門的な資格や技能を有する者を「専門ボランティア」として平常時から登録及び把握に努めるものとする。

###### ② 専門ボランティアの防災研修等

専門ボランティアに登録されている者に対し、防災に関する知識及び技術の向上を図るため、研修・訓練等に努めるものとする。

###### (3) ボランティアコーディネーターの養成

本町は、社会福祉協議会及び県等と連携を図り、災害時にボランティアを指導し、効果的な活動が行えるよう、ボランティアコーディネーターの養成に努めるものとする。

## 第3章 風水害等編（災害予防計画）

### 3 ボランティア支援対策

#### （1）ボランティア支援の準備

ボランティアの受付場所、受付要員、活動拠点について、準備検討しておくものとする。

#### （2）ボランティア活動の初動期支援

災害後におけるボランティアの必要性を想定しておき、初動期のボランティア活動が迅速に行われるよう、計画・整備しておくものとする。

#### （3）ボランティア相互間のネットワーク

本町は各自治会単位等によるボランティア（団体）を登録、把握するとともに、活動支援を行うものとする。

ボランティアが被災地において相互に連携し、迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時から研修や交流の機会を提供して、ボランティア相互間の連絡体制等ネットワーク化を図るものとする。

#### （4）ボランティア保険制度

本町は県と連携して、ボランティアが安心して活動できるよう、ボランティア保険制度の周知を図るなど、普及・啓発に努めるものとする。

### 第3章 風水害等編（災害予防計画）

#### 第6節 竜巻災害予防計画

全国でも近年に多発し、竜巻による人的被害や建物被害などがあることから、竜巻災害に関する対応について以下のとおりとする。

[担当：総務課・消防本部]

##### （1）竜巻に関する知識の普及啓発

竜巻は、大気が不安定になって発達した積乱雲の下で発生し、特に海面が暖かく上昇気流が発生しやすい沿岸部で多く発生する。しかし、積乱雲は必ずしも竜巻を起こすわけではなく、現在の科学技術では台風のように進路を予測するのは困難である。現在、気象庁では竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに「竜巻注意情報」を発表するが、竜巻は発現時間が短く、場所も狭い範囲に限られる為、情報の伝達が重要となる。

そのため、竜巻発生に関する情報を可能な限り早く入手するとともに、迅速に住民に伝達し、避難誘導を図る。

##### \* 竜巻注意情報

気象台は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、竜巻注意情報を発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

##### ア 住民への啓発

町及び防災関係機関は、気象庁が発表する「竜巻注意情報」をはじめ、竜巻災害のメカニズムと過去の被害実績を広報し、住民への啓発を図る。

##### イ 安全な場所への誘導

竜巻来襲時、多くの住民が竜巻とは認識せず、火事の煙と思い、窓の近くの危険な場所にとどまるケースが多いため、鉄筋コンクリート構造など堅牢な建築物などの安全な場所への誘導を図る。

##### ウ 安全な場所の周知徹底

低い階（2階よりも1階）、また、窓から離れた家の中心部など、安全性の高い場所の周知徹底を図る。

##### （2）防災関係機関との連絡体制の確保

竜巻の発生を予測することは難しいことから、町及び気象台、防災関係機関は平常時から連絡窓口の確認を行うなど円滑な連絡体制の確保に努める。



### 第3章 風水害等編（災害予防計画）

#### （3）風倒木対策

町は、風倒木の流出による二次災害を防止するため、風倒木の除去など必要な対策をあらかじめ講ずるものとする。

#### （4）海上における竜巻

海上において竜巻が発生した場合、船舶はこれを避けて航行するとともに、気象情報などを確認し、安全な航行に努める。

## II 災害に強いまちづくり

### 第1節 治水治山計画（風水害等予防計画）

[担当：都市建設課・産業環境課]

#### 1 構築物その他の風水害予防措置

看板や広告物等の構築物について、定期的及び事前に台風等の災害が予測される場合など調査を行い、危険と判断されるものについては直ちに所有者又は管理者に通報し、改善もしくは撤去を行うよう、指導する。

#### 2 農作物の風水害予防対策

風水害による農作物の被害防止策として、農家及び農業従事者に次の事項を重点に指導するものとする。

●指導事項

- ① 暴風網等の整備
- ② かんがい、排水施設の整備
- ③ 病害虫の防除

#### 3 治山対策

##### （1）現況・危険区域

米軍施設内を含め 267ha（沖縄県中部地域森林計画書）の山林を有する本町において、台風や集中豪雨等による山腹崩壊の対策は、防災上重要な事項である。

「沖縄県山地災害危険地区」では、本町において水釜（比謝川周辺）の一部が山腹崩壊危険地区になっている。

##### （2）計画

県は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 4 条第 5 項の規定により、平成 22 年度から平成 32 年度までの地域森林計画を定め計画的に事業を推進してきているところであり、下記（①～④）の事項に重点を置き、緊急かつ計画的に実施するとしている。

- ① 保安林の侵食防止及び強化
- ② 森林水源かん養機能の強化
- ③ 山地災害危険地対策
- ④ 生活環境保全林の整備強化

また、町独自に危険が予想される箇所についての調査及び対応策を検討し、必要な整備措置等の事業については、推進するものとする。

### 第3章 風水害等編（災害予防計画）

#### 4 河川水統制又は河川改修に関する治水事業

##### （1）危険区域

本町においては、「重要水防区域内外で危険と予想される区域（河川）」はない。

しかし、嘉手納海岸が「重要水防区域内で越波が危険と予想される区域（海岸）」となっている。

【資料：沖縄県水防計画】

##### （2）河川水統制又は河川改修に関する治水事業

町内における河川及び海岸等（所轄・管理含め）、公有水面の調査を実施し、災害が予想される場合については、適時巡視する。また、危険箇所の改修については、緊急かつ計画的に実施する。

##### （3）浸水想定区域の指定の周知

###### ①浸水想定区域指定の対策

町は、浸水想定区域の指定があったときは、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに浸水区域内に主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。

###### ②洪水予報等の伝達方法を明記

町は、災害時要援護者の利用施設等において、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設利用者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

###### ③避難確保の事前周知・広報対策

本計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに浸水想定区域内の災害時要援護者等利用施設で、当該施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものの名称及び所在地について住民に周知させるため、町長はこれら事項を記載した印刷物の配布、その他の必要な措置を講じるものとする。

#### 5 地すべり、がけ崩れ等土砂災害防止対策

本町においては、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域に指定されているところはない。今後、危険が予想される箇所について調査把握し、大雨注意報・警報の発表時又は台風時には巡回・監視するものとする。安全施設の整備については、土地条件に応じた施設整備又は措置を逐次実施するものとする。

#### 6 道路、橋梁の維持・補修事業

道路管理者は所管、所轄する道路、橋梁を常時補修するものとする。なお、早急に補修が不可能な危険箇所については、立て札によって表示し、通行又は重量の制限を行う。

## 第2節 土砂災害予防計画

[担当：都市建設課]

### 1 砂防事業

#### (1) 現況・危険区域

本町は、沖縄市を起点に読谷村との境界を通り東シナ海に注ぐ、全長 17.5km の県指定 2 級河川の比謝川が流れている。また、砂防指定及び土石流危険渓流の指定は無いが、気象状況の変化が激しい近年において、特に河川流域の変化に注意していくこととする。

【資料編参照（109 頁）】

#### (2) 事業・対策等

危険度の高い区域においては、県による砂防事業の促進を図るものとする。また、警戒避難基準及び警戒避難体制の整備を推進するとともに、日頃から土石流に関する情報収集・伝達、日常の防災活動、降雨時の対応等について住民への周知を図る。

### 2 急傾斜地崩壊防止事業

#### (1) 現況・危険区域

比謝川流域周辺に、急傾斜地崩壊危険箇所として 6 箇所の危険が予想されている。

【資料編参照（109 頁）】

#### (2) 事業・対策等

今後も危険度調査などを適時実施し、危険度の高くなると予想される箇所の把握に努め、災害の未然防止事業及び対策を図るものとする。

〔今後の対策〕

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 町内の傾斜地における危険度の調査・現状把握</li><li>② 警戒避難体制の整備</li></ul> |
|---|

### 3 土砂災害警戒区域指定（警戒避難体制の整備）

土砂災害防止法（第 7 条）に基づき、県知事により指定を受けた土砂災害警戒区域については、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集および伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定める。

また、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について、ハザードマップ等により住民に周知する。

なお、警戒区域内に災害時要援護者施設がある場合は、施設ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該施設における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定める。

## 第3章 風水害等編（災害予防計画）

### 第3節 高潮等災害予防計画

本町の海岸線のうち、海岸保全区域に指定された地域及び漁港は、管理区分により県又は町がそれぞれ高潮等による災害に対する種々の防護策が講じられている。

特に、比謝川河口域からの埋立地の海岸は保全対策による堤防が整備され、高潮等による災害予防施設が強化されている。

今後とも、海浜地域の安全確保に必要な整備を促進することとする。

[担当：都市建設課]

#### 1 港湾整備事業

港湾及び漁港は、管理区分によって県又は町がそれぞれ高潮、津波等による災害予防施設の整備強化を図るものとする。

【資料編参照（109頁）】

#### 2 流出防止

流木等による海上交通の障害防止のため、災害時に備え荷役や荷揚げ場所等において集積及び固縛等の状況を調査し、災害が予想される場合は港湾管理者と協議の上、所有者等に対し指導を行っていく。

## 第3章 風水害等編（災害予防計画）

### 第4節 建築物等災害予防計画

[担当：企画財政課・都市建設課]

#### 1 防災的土地利用の推進

本町には防災・消防面で弱い昔ながらの集落形態が残っている地区があるため、土地利用計画及び各々の用途区分に沿った土地の合理的かつ健全な高度利用を推進し、災害の防止を図るものとする。

#### 2 不燃、耐風耐震性建築物の促進対策

公共物、一般住宅の新築、改築、増築等における建築物の耐震化及び不燃化等について、各種制度の説明を行い、技術的相談に応ずるとともに、指導・啓発等の促進に努めるものとする。

#### 3 公共建築物の耐風、耐震、耐火対策

公共建築物のうち、老朽化施設については、建替え又は補強等による耐風、耐震耐火対策を推進するものとする。

また、今後建築される公共建築物に対する設計段階での不燃堅牢な施設となるよう図るものとする。

#### 4 公共建築物の定期点検及び定期検査

公共建築物については、定期的に点検及び検査を実施するものとする。

【資料編参照（46～50頁）】

#### 第5節 火災予防計画

[担当：総務課・消防本部]

##### 1 消防力・消防体制等の拡充強化

###### (1) 消防教育・訓練の充実強化

消防本部による「消防教育訓練計画」に基づき、消防職員及び消防団員、消防関係者の資質向上を図るものとする。

###### (2) 消防制度等の確立

消防計画（防火管理者作成）、消防相互応援協定等の効率的運用を推進する。

###### (3) 消防体制の充実・指導

本町において、消防体制の拡充及び消防団の体制強化を図るものとする。

多くの人が入り又は勤務する施設（学校、宿泊施設、事業所等、危険物関係施設等）においては、自衛消防組織の結成にむけて指導する。また、消防・訓練計画、消防用設備の指導を行うとともに、訓練の実施を図るものとする。

住民への防火意識の向上を図るため、春と秋の火災予防運動期間に消防訓練及び避難訓練の実施に努める。また、防火ビラの配布、講習会、その他防火行事を通じて防火思想の普及・高揚を図る。

###### (4) 消防施設・設備の整備促進

消防水利及び消防車両等の整備促進を図る。

##### 2 火災予防査察・防火診断

本町においては、消防用設備（消火設備・警報設備、避難設備、消防用水、消火活動上必要な施設）等及び防火管理体制の査察を実施し、火災の発生拡大を抑制・防止するとともに避難を確実なものとする。

###### (1) 特殊対象物（公共的な施設等）に対する査察

###### ① 学校、官公署

防火構造、消火設備、避難設備、防火管理体制等について、夏期休暇や年度末等の時期を利用した重点的な査察を実施するものとする。

###### ② 商店・小売業施設、宿泊・娯楽施設

消火設備、避難設備、防火管理体制等について、消防マニュアル等に基づいた定期的な査察を実施するものとする。

###### ③ 危険物等関連施設

年間立入検査を通じ、施設の構造設備取扱い要領及び防火管理体制等を重点的に査察し、取扱い従業員の防火意識の向上を図るため、防火指導を行う。

###### (2) 一般住宅

火災の多発期となる秋季を控えた時期及び3月の春季火災予防運動週間を通じ、一般住宅における火を取扱う器具等について、防火診断を行うよう指導に努めるものとする。

## 第3章 風水害等編（災害予防計画）

### 3 消防施設の整備拡充

#### （1）消防水利の多様化等

本町における防火水槽、耐震性貯水槽の整備をはじめ、海水・河川水等の自然水利や町内の水泳プール、ため池等が活用できるような消防水利の多様化を図る。

また、防火水槽、耐震性貯水槽の整備が不十分である地域においては、重点的に整備を推進するものとする。

#### （2）伝達系統の整備

消防無線及び防災行政無線の通信施設を含む情報収集機器・体制等、伝達系統の整備・拡充を図る。

### 4 火災発生の未然防止

#### （1）火災警報の発信

町長は、消防法第22条に基づき沖縄気象台が発し、知事（防災危機管理課）が通報する火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。

#### （2）火災警報の発信から解除まで

火災警報を発したときから当該警報が解除されるまでの間、町区域内の者は町条例で定める火の使用制限に従わなければならない。

【資料編参照（55～60・110頁）】



### 第3章 風水害等編（災害予防計画）

#### 第6節 林野火災予防計画

本町においては、「沖縄県中部地域森林計画書（平成22年）」により267haの森林が水源涵養や山地災害防止の機能をもつものとして位置づけられている。

山林火災の発生から災害が拡大した場合、住宅地域への被害や本町をはじめ近隣市町村への影響も懸念されることから、県と協力して本町における対策を検討する。

[担当：産業環境課・消防本部]

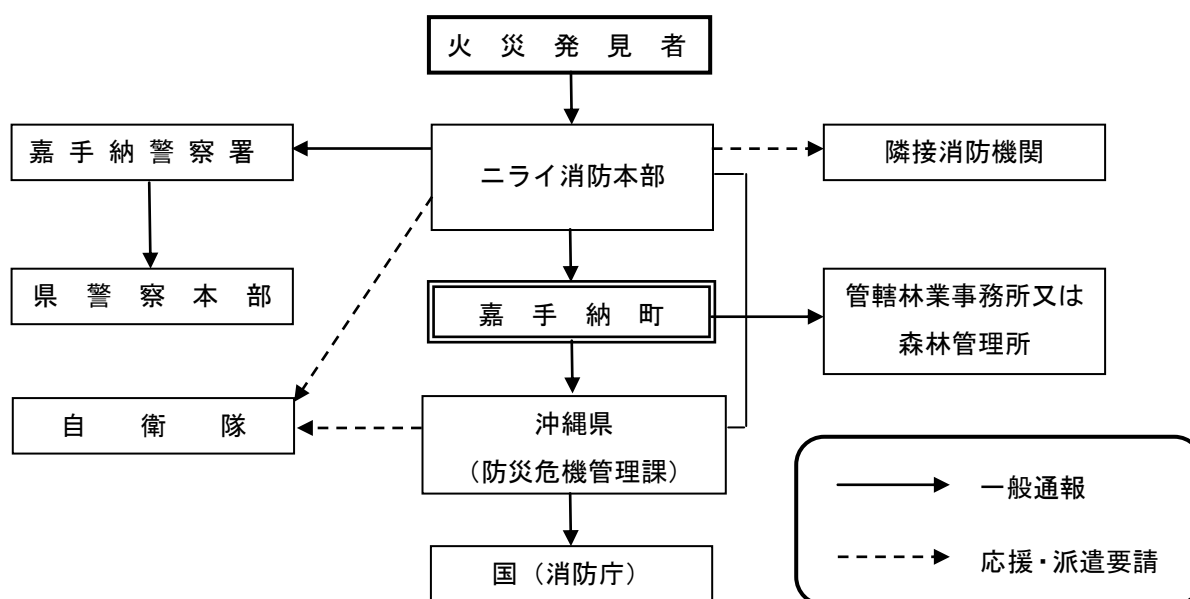
##### 1 山林火災対策の推進

県の指導に従い、消防機関及び林野行政機関、自衛隊、警察、その他関係機関の間で総合的な山林火災対策が行えるよう連絡調整を図るものとする。

また、山林火災が発生し、拡大するおそれがある場合における関係機関の通報連絡は以下の通りとする。

##### <通報連絡系統図>

通報連絡内容：火災発生の日時、場所、火災現場の状況、被害の程度、対応措置の概況等



##### 2 山林火災対策用消防施設及び資機材の整備

本町は、国及び県、関係機関とともに、町及び周辺地域の消防地域を管轄するニライ消防本部等の施設や山林火災対策用資機材の整備を図るものとする。

また、山林火災時において、ヘリコプター等の山林火災活動拠点の整備に努めるものとする。

### 第3章 風水害等編（災害予防計画）

#### 第7節 危険物施設等の災害予防計画

危険物等による災害を未然に防止するため、対策を実施するものとする。

（なお、「第2章Ⅱ第5節 危険物施設等の災害予防計画」の内容に準ずる。）

[担当：総務課・消防本部]

##### 1 危険物災害予防計画

危険物施設（危険物製造所、貯蔵所、危険物取扱所）による災害の発生及び拡大を防止するため、県防災危機管理課、隣接市町村消防本部及び関係機関と連絡を密にし、住民の安全確保を図るものとする。

なお、危険物施設等の規制及び保安措置に関する指示等については、危険物の規制に関する政令等、適応する法令に基づき行うものとする。

###### （1）危険物施設等に対する指導

消防機関は、消防法に規定する危険物製造所、貯蔵所及び取扱所に対し、立入検査、保安検査等を実施し、法令基準の維持適合について、その確認を行うとともに、その都度災害予防上必要な指導を行う。

###### （2）危険物運搬車両に対する指導

消防機関は、消防法に規定する移動タンク貯蔵所及び運搬容器積載車両の管理者及び運転者に対し、移送及び運搬並びに取扱い基準の厳守、車両の火災防止及び安全運転の励行を行わせるとともに、必要に応じ警察と協力して路上取締りを実施し、運転者への直接指導を行う。

###### （3）保安教育の実施

危険物施設等の管理者及び監督者は、取扱者に対し、保安教育を実施するとともに、消防機関は管理者が行う保安教育訓練について、必要な助言指導を行う。

###### （4）危険物施設等の予防対策

危険物施設等の管理者は、防災体制の整備確立及び危険物施設の管理、点検等について次の対策を行い、災害予防に万全を期する。

###### ① 火災、爆発物の防止対策

取扱う危険物の性質、数量等を十分把握し、火災爆発防止のため必要な措置を講ずる。

###### ② 危険物施設の管理、点検

危険物施設の維持管理が適正に出来るよう、管理・点検・巡視基準を定め、必要に応じ修正を行う等、危険物施設の維持管理の徹底を図る。

###### ③ 保安設備の維持

危険物の火災、爆発、流出等に関わる保安又は防災設備について、定期的に点検確認を行う等、常にその機能が維持されるよう必要な指導を講ずる。

###### ④ 保安体制の整備、確立

危険物施設等の管理者は、緊急時における保安体制の整備と本町及び消防機関等に対する通報体制を確立する。

### 第3章 風水害等編（災害予防計画）

#### ⑤ 従事者に対する教育訓練

危険物施設等の管理者又は監督者は、定期的あるいは必要に応じて教育訓練を実施し、従事者に対する保安意識の高揚を図る。

#### （5）化学消防機材の整備

消防本部において、化学消防車等の配置・整備を図る。

また、事業所における化学消火剤の備蓄を行わせる。

## 2 高圧ガス災害予防対策

高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するために、本町は国、県、公安委員会、（社）沖縄県高圧ガス保安協会等と連絡を密にし、保安体制の強化を図り、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に規定する基準の適正維持を講ずるとともに、保安管理の徹底を図る。

#### （1）高圧ガス消費先保安対策

消費者保安に対する販売事業者の監督体制の強化を図る。

#### （2）高圧ガス保安推進月間運動、高圧ガス保安活動促進週間の実施

高圧ガス保安推進月間及び高圧ガス保安活動促進週間を通じ、高圧ガスの総合的安全対策を推進する。

【資料編参照（111頁）】

### 第3章 風水害等編（災害予防計画）

#### 第8節 上・下水道施設災害予防計画

[担当：上下水道課、県企業局]

上・下水道施設については、老朽施設・排水管・管路施設等の点検・補修、浄水場・処理場等の浸水防止対策、耐浪化、耐風化及び停電対策を図るとともに、被災時の復旧用資機材や被災者への応急給水施設等の整備を図る。

##### 1 上水道施設災害予防計画

###### （1）施設の防災性の強化

各水道事業者における水道施設の新設・拡張・改良等に際しては、日本水道協会が制定する「水道施設設計指針」等により設計するほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害のリスク等を考慮して、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図る。

###### （2）広域応援体制の整備

「沖縄県水道災害相互応援協定」による水道事業者及び水道用水供給事業者間の災害応援を円滑に実施できるよう、実施要領の整備、資機材等の整備及び訓練等を実施する。

##### 2 下水道施設災害予防計画

###### （1）施設の強化及びバックアップ施設の整備

県及び嘉手納町は、下水道施設の施工にあたっては、洪水・高潮等の浸水や土砂災害等のリスクを考慮するとともに、自家発電装置の整備（停電対策）や設備の二元化、拠点の分散及び代替施設の確保など、災害に強い下水道の整備を図る。

これらの整備においては、下水道危機管理マニュアル作成の手引き（日本下水道協会）に基づく。

### 第3章 風水害等編（災害予防計画）

#### 第9節 農業災害予防計画

農業災害予防のため、農地・農業用施設の保全及び防災営農の推進を図る。

[担当：都市建設課・産業環境課]

##### 1 土砂崩壊防止整備事業等

農地及び農業用施設、その他に被害を及ぼすおそれのある地区の土砂崩壊を未然に防ぐため、土砂崩壊の危険性のある地域を中心に事業を推進する。

##### 2 農地保全整備事業

風雨などによって侵食を受けやすい性質の特殊土壌地帯や急傾斜地帯に造成された農林地の侵食・崩壊を未然に防ぐための事業を推進する。

##### 3 地すべり対策事業

地すべりによる被害を除去又は軽減し、農地及び農業用施設等を未然に防止する事業として、県による指定事業だけでなく、本町においても必要に応じて、その対策事業を検討・推進していく。

##### 4 防災営農の確立

###### （1）指導体制の確立

農業に対する各種の災害を回避克服し、農業生産力や農業所得の向上を図るため、本町は県及び関係機関、団体の一体的な指導体制の確立を図るものとする。

###### ① 指導体制の統一並びに陣容の強化

本町、県及び関係機関における指導機構の調整、連携、強化を図るものとする。

###### ② 指導力の向上

各種防災研修を強化し、指導力の向上を図る。

###### ③ 防災施設の拡充

防災実証展示施設等の整備拡充及び広報により、防災の普及・啓発を図る。

###### （2）営農方式の確立

沖縄振興計画に沿った県の対応及び営農技術、また試験研究機関による病害虫、風水害に強い抵抗品種の育成及び栽培技術等の指導を受けるとともに、本町における防災営農の確立を図る。

### 第3章 風水害等編（災害予防計画）

#### 第10節 文化財災害予防計画

本町の財産であり、文化資源である貴重な文化財を災害から守るための予防対策を図るものとする。

[担当：総務課・社会教育課]

- ① 県による教育委員会への指導を受け、所管の文化財防災計画を策定し、警察及び消防機関と常時連携を密にして、災害予防の確立を図る。
- ② 文化財の所有者及び管理責任者、又は管理団体の防災思想を啓発し、環境の整理整頓を図るよう勧奨する。
- ③ 文化財の指定地内に居住する所有者に、火気使用の制限を指導する。
- ④ 防災施設の必要な文化財は、補助事業等により完備を図るとともに、県指定及び未指定の文化財を含め、本町における防災施設の設置を促進する。
- ⑤ 県の主催する各市町村文化財担当職員講習会等により、文化財災害対策について指導を受けるなど、適切な防災措置が図れるようにする。
- ⑥ 地震による倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策を行うものとする。

【資料編参照（52～53頁）】

### 第3章 風水害等編（災害予防計画）

#### 第11節 不発弾災害予防計画

不発弾の処理については、発見から処理に至るまでの体制に万全を期し、不発弾の爆発による災害の発生及び拡大を防止する。そのためには、住民及び建築工事関係者などの不発弾等の関係事業者に対する不発弾等に対する防災知識の周知徹底を図るとともに、関係機関との連絡調整を密にし、不発弾等の処理の円滑化を図る。

[担当：総務課]

#### 1 不発弾の処理体制

##### (1) 陸上で発見される不発弾等の処理

- ① 発見者は、最寄りの交番又は警察署に通報し、所轄の警察署を通じて県警察本部に発見届出をする。
- ② 県警察本部長は、発見届出の都度、陸上自衛隊第15旅団長（第101不発弾処理隊）に処理要請を行う。
- ③ 第101不発弾処理隊は、必要に応じ現場調査を行い、弾種及び発見場所の状況等を勘案して撤去計画を立てる。
- ④ 小型砲弾等の比較的危険度が少なく、移動可能な弾種は第101不発弾処理隊により回収し、一時保管庫へ搬入する。
- ⑤ 爆弾等、危険度が高いものは、発見現場で信管離脱後、一時保管庫へ搬入する。

##### <信管離脱作業>

信管離脱作業は、非常に危険を伴うため、以下の対策を講じた上で実施する。

- a 本町で発見された場合、関係機関と撤去日時、交通規制、避難計画等について協議するための処理対策会議を行い、処理計画について十分な調整を図り周知徹底する。なお、関係機関は、責任分担覚書等を交換し、任務責任等を明確にするものとする。
- b 避難範囲を定め、その区域への交通を規制し、地域住民を避難させる。
- c 町長等を本部長とした現地対策本部を設置する。

##### (2) 海中で発見される不発弾の処理

- ① 発見者は、所轄海上保安部署へ通報し、それを受けて第11管区海上保安本部、県知事、所轄市町村長又は港湾管理者から海上自衛隊沖縄基地隊司令（沖縄水中処分队）に処理要請を行う。
- ② 沖縄水中処分队は現地調査を行い、関係機関と調整の上、撤去計画を立てる。
- ③ 危険度が少なく、移動可能なものは沖縄水中処分队により回収し、一時保管庫へ搬入する。
- ④ 危険度が高く、移動困難なものは、現地対策本部を設置し、発見現場で爆破処理する。

### 第3章 風水害等編（災害予防計画）

#### <爆破処理作業>

爆破処理作業は、非常に危険を伴うため、以下の対策を講じた上で実施する。

- a 発見された所轄が本町の場合、関係機関と撤去日時、交通規制、通行船舶規制、避難計画等について協議し、処理計画について十分な調整を図り周知徹底する。
- b 危険範囲を定め、その区域への船舶及び住民等の立ち入りを規制する。
- c 町長等を本部長とした現地対策本部を設置する。

#### 2 関係機関の協力体制の確立

国、県、町や各関係機関等の協力体制を確立し、不発弾等の調査、探査及び発掘処理工事の安全かつ円滑な推進を図るものとする。

#### 3 不発弾に関する防災知識の普及指導

##### (1) 講習会

町及び消防機関、不発弾磁気探査事業者等の関係機関に対し、県等が開催する講習会や研修への参加、勉強会等を通して不発弾の特性及び火薬類取締法等の関係法令に関する防災知識を習得する。

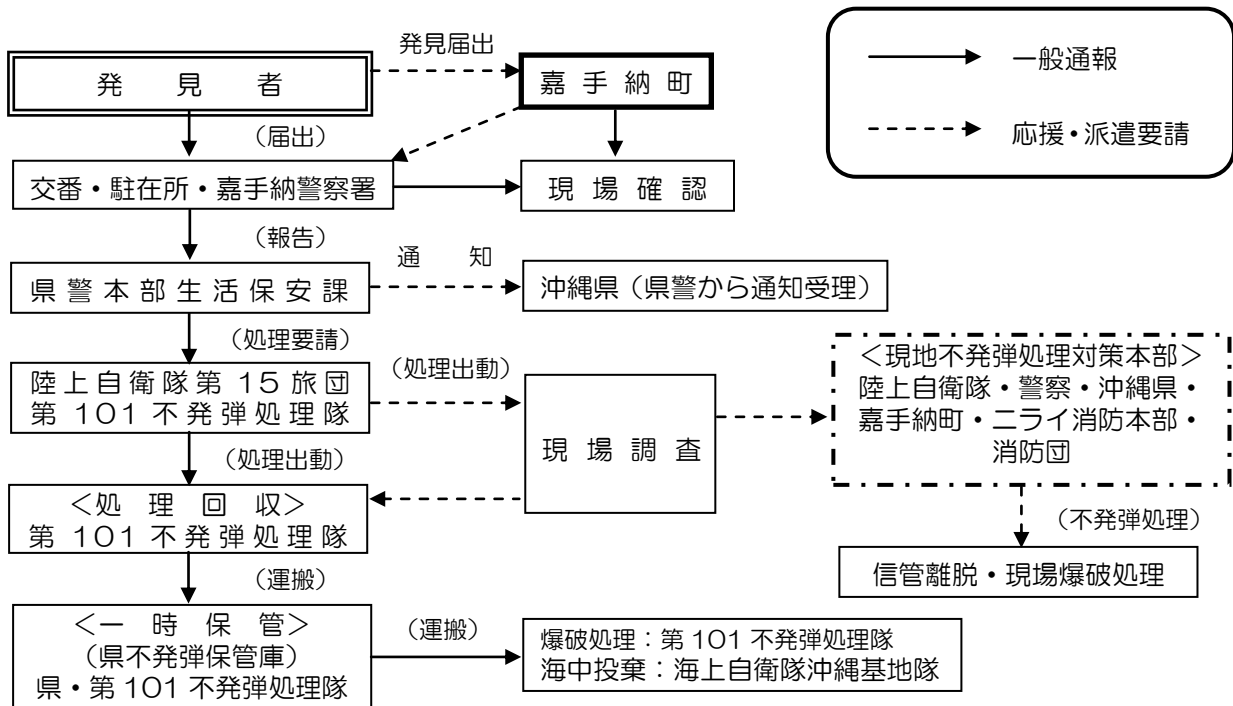
##### (2) 広報活動

住民一般に対して、不発弾の危険性について周知・広報活動を実施する。

#### 【不発弾処理の流れ】

##### ① 陸上部分

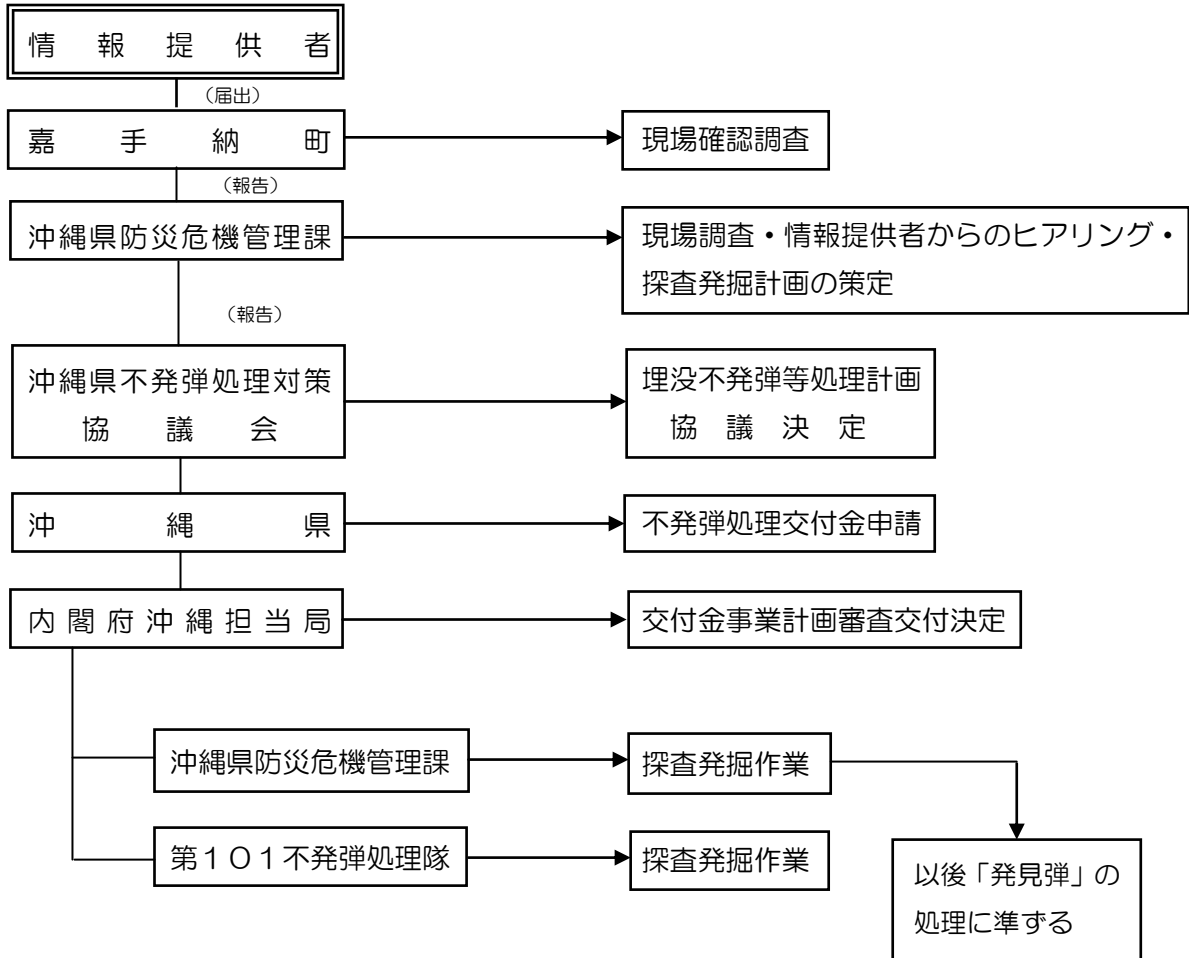
(発見弾)



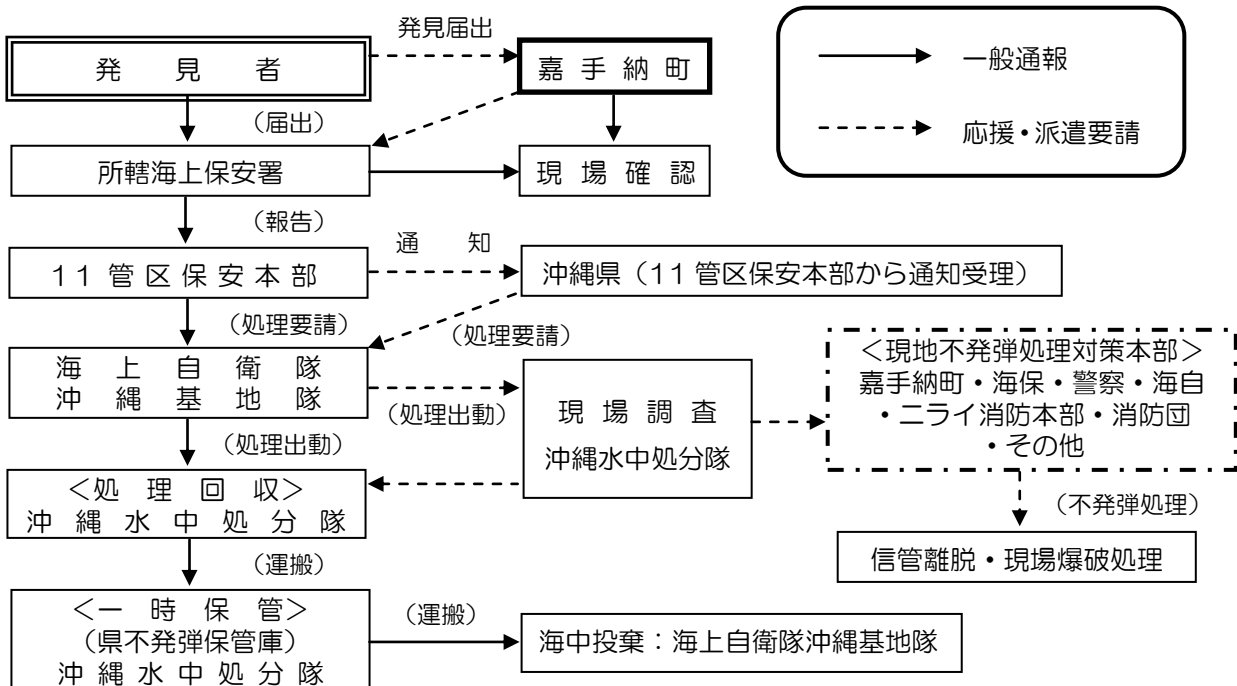


### 第3章 風水害等編（災害予防計画）

（埋没弾）



### ② 海上部分（発見弾）



### 第3章 風水害等編（災害予防計画）

#### 第12節 道路事故予防計画

[担当：都市建設課、県、沖縄総合事務局、警察、消防本部]

##### 1 道路事故災害予防

###### （1）危険箇所の点検・補修

道路管理者は、道路構造物や沿道斜面等を定期的に点検・調査し、異常箇所の補修・改良、危険箇所の防災対策を行う。

###### （2）体制・資機材の整備等

道路管理者及び警察は、大規模事故発生時の情報収集・伝達、交通規制、復旧等を速やかに行うため、情報の連絡、提供体制、対策資機材等の整備に努める。

### Ⅲ 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

#### 第1節 災害避難・救助施設等の整備計画

[担当：総務課・福祉課・子ども家庭課・都市建設課・教育総務課、社会教育課・中央公民館]

##### 1 避難所の整備

災害時の避難に備えた避難所の整備を行う。

- ① 避難所は、学校、公民館等の公共施設とし、できるだけ炊き出し可能な既存建物を応急的に整備して使用するものとする。
- ② 避難所として使用する建物は、定期的にその現況を調査するものとする。
- ③ 避難場所の選定においては、災害の特性を考慮する。
- ④ 避難所に適する施設がない地区については、簡易宿泊施設及び天幕を設置する場所を選定しておくものとする。
- ⑤ 町内に適当な場所が無い場合は、県及び隣接市町村と協議し、避難所の予定施設又は場所を定めるものとする。
- ⑥ 避難所の予定施設又は場所について、あらかじめ土地、建物所有者又は管理者の了解を受けておくものとする。

##### 2 避難場所等の指定

###### (1) 広域避難場所の指定

災害等が拡大し、生命に危険が及ぶような場合に備えて、一時的な避難場所として公園等のスペースを指定しておくものとする。

###### 【避難場所指定の基準】

- ① 住宅密集地等の大火による輻射熱に対し、安全を確保できる有効面積があること。
- ② 災害時に避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が避難場所内部に存在しないこと。
- ③ 避難場所内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として、原則として1人当たり1㎡を確保できること。
- ④ 避難場所毎の地区割計画の作成にあたっては、自治会区域及び小学校通学区域を考慮する。

###### (2) 避難所（避難生活収容施設等）の指定

避難所の指定は、避難所の整備における施設を基点とし、人口及び地域バランス並びに広域避難場所の位置を考慮しながら、町長が指定するものとする。

【資料編参照（112～119頁）】

### 第3章 風水害等編（災害予防計画）

#### 3 町長の危険区域における避難立退き先の指定

指 定 区 分	実 施 内 容
(1) 危険区域	洪水、津波、高潮又は地すべり等による危険が予想される区域を指定しておくものとする。
(2) 避難場所及び避難経路	危険の予想される各区域において、具体的な避難場所及び避難経路を指定しておくものとする。
(3) 住宅密集地における避難場所及び避難経路	火災等における住家の密集地は災害の拡大が予想されるため、住民等の避難場所及び避難経路を指定しておくものとする。

#### 4 避難誘導計画

実 施 主 体	実 施 対 策
(1) 沖 縄 県	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 県立社会福祉施設、その他県立施設における避難体制の再点検</li> <li>② 社会福祉法人、学校法人、ホテル・旅館経営者、大規模小売店経営者等に対する避難体制の再点検の指導</li> </ul>
(2) 嘉 手 納 町	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 避難所の選定</li> <li>② 避難所の開設及び運営方法</li> <li>③ 避難所の安全確保</li> <li>④ 住民への周知徹底</li> <li>⑤ 避難誘導体制の整備</li> <li>⑥ 避難の勧告等の基準の習熟</li> <li>⑦ 高齢者、障害者、外国人のための避難マニュアルの作成</li> <li>⑧ 避難経路の点検及びマップの作成</li> <li>⑨ 避難心得の周知（携帯品、その他の心得含む）</li> </ul>
(3) 社会福祉施設、学校、不特定多数者の出入施設等の管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 避難計画の作成</li> <li>② 避難誘導体制の整備</li> </ul>

### 第3章 風水害等編（災害予防計画）

#### 第2節 防災備蓄及び資機材の整備・点検計画

[担当：総務課・福祉部・産業環境課・消防本部]

##### 1 食糧・飲料水等

###### (1) 食糧の備蓄

本町及びその周辺または広域にわたる大規模災害が発生した場合の被害を想定し、災害対策用食糧の備蓄整備を検討・推進するものとする。

備蓄の目安としては、本町の人口の20分の1の3日分とし、備蓄倉庫を含めた整備に努めるものとする。

● 目標備蓄量（平成22年国勢調査人口）

$$\text{町人口：13,827人} \div 20 \times 3 \text{食} \times 3 \text{日} = 6,223 \text{食}$$

###### (2) 災害対策用食糧の確保

本町は、県とともに食糧販売業者等と十分協議し、その協力を得た上で必要に応じて食糧の調達に努めるものとする。

###### (3) 災害時要援護者に配慮した食糧の確保

災害時要援護者に配慮した食糧の確保に努めるため、優先配分の措置を図る。

###### (4) 個人備蓄の推進

平常時から、インスタントやレトルト等の応急食品及び飲料水を3日分程度を目安に個人として備蓄しておくよう、住民への啓発・広報を実施していくものとする。

###### (5) 飲料水及びその他生活用水の確保

###### ① 飲料水備蓄計画

大規模な災害時に一時的な断水が想定されるため、本町の管理する配水池を災害対策用として確保するなど、飲料水兼用型耐震性貯水槽等による飲料水の備蓄を推進していくものとする。現在、容量6ℓの飲料水用袋2,000袋（5年間耐用）を備蓄しており、今後とも継続的な備蓄確保に努めるものとする。

また、清涼飲料水メーカーとの協定による飲料水の確保を行うものとする。

###### ② 給水用資機材の整備

本町及び上水道管理者は必要に応じ、給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の整備を図るものとする。

###### ③ その他生活用水の確保

その他生活用水（清掃、トイレ用水）として、井戸水をはじめとして他の方法での生活用水の確保についても検討するものとする。

##### 2 医薬品、衛生材料の備蓄

町内診療機関では不足が予想される医薬・衛生品等について、本町の初動期における救援活動に供するため、医薬品及び衛生材料の備蓄について確保するよう努めるものとする。

##### 3 生活必需品物資の備蓄

災害により、住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない衣料品・寝具類等の物資を必要としているものに対し、これらの物資を迅速かつ計画的に配分・提供をするため必要な物資を備蓄するものとする。

### 第3章 風水害等編（災害予防計画）

#### 4 備蓄倉庫等の整備

町において食糧及び医薬品、衛生材料、生活必需物資等を備蓄するにあたって、その保管する場所として備蓄倉庫等の整備を図るものとする。

#### 5 職員の緊急招集用資機材の整備

災害が発生した場合など緊急招集職員への連絡を密にするため、防災用携帯電話等の所持により、登庁時間以外の所在及び召集状況が確認把握できるよう、整備を図るものとする。

#### 6 資機材等の整備・点検計画

備蓄倉庫等の整備とともに、町内における災害対策に際し、災害対策基本法第49条に定めるところにより、必要な資機材等を整備し点検を図ることとする。

なお、資機材の点検整備等は、災害応急対策を実施する機関が行うものとする。

##### (1) 救助用資機材の整備

災害による倒壊家屋からの救助等にあつて、消防機関のみならず、役場や各地域（各コミュニティセンター等）において救助用資機材を配備しておくことが効果的であるため、町は救助用資機材の整備点検を行えるよう推進する。

##### (2) 資機材の活用整備

本町において大規模・特殊災害に対応するため救急車、救護・救助用機械器具等を含め高度な技術、資機材の効果的活用を図るため使用訓練や活用体制の整備を推進する。

##### (3) 流出危険物防除資機材

町や県、船舶関係者及び石油等危険物取扱者は、大量に流出した危険物による災害の拡大防止等に必要な資機材等の整備に努めるものとする。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 流出危険物の災害防止に必要なオイルフェンス、むしろ、応急木材、作業船等。</li><li>② 流出危険物の回収及び処理に必要な油処理剤、油吸着並びに吸引ポンプ、バージ等。</li><li>③ 流出危険物から火災が発生した場合の消防活動に必要な化学消防車、化学消火剤及び消火器具等。</li><li>④ 流出危険物による災害の拡大防止に必要なガス検知器及び通信機器等。</li></ul> |
|---|

#### 7 救急体制及び資機材整備等の確立

本町の救急業務は、二ライ消防本部により実施されているが、今後十分な対応や災害時における不測の事態等に備えるため、県の指導等により市町村間の相互応援協定の締結を推進するものとする。

また、さらなる体制確立を図るため、高規格救急車の購入及び救急救命士の育成・確保等に努めるものとする。

### 第3章 風水害等編（災害予防計画）

#### 第3節 災害通信施設整備計画

[担当：総務課・企画財政課]

##### 1 通信施設災害予防計画

###### 【A 町、県における予防計画】

県及び嘉手納町は、地震・津波対策のほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害等の危険性や暴風等を考慮した防災行政無線等の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、大規模な風水害等の発生時にも重要通信を確保する施設や体制等の整備を計画的に進める。

###### （1）情報通信機器等の充実

災害情報を迅速に収集・伝達するため、通信施設及び設備等の整備対策を推進する。

① 被災地及び関係機関と円滑な情報伝達及び情報収集可能な体制を構築するため、県が実施する地域衛星通信ネットワーク等も導入した総合的な防災行政情報通信ネットワーク整備に伴い、本町における通信体制の整備を図るものとする。

- a 端末局については、自営多重無線回線、自営光ケーブル回線及び電気通信事業者回線を組み合わせて2重化及び回線の大容量化を考慮するものとする。
- b 消防本部、県出先機関及び防災関係機関端末局については、単一无線回線（260MHz帯デジタル無線）を整備する。
- c 衛星携帯電話の導入を検討し、地上系のバックアップを図る。

② 本町において、防災行政無線は一般的な広報として重要性が高く、さらに災害時における機能を十分発揮できるよう整備を図るものとする。

③ 県による防災相互通信用無線局の整備指導を受け、防災関係機関の相互間の通信を確保する。

###### （2）通信設備の不足時の備え

災害発生時に通信設備等の不足が生ずる場合に備え、本町においてNTT等との間に災害時の協力に関する協定等の締結を図る。

### 第3章 風水害等編（災害予防計画）

#### 【B 救助・救急、医療及び消火活動に関する通信手段の確保等の計画】

##### （1）通信手段の確保

県、嘉手納町及び医療機関等は、発災時における救助・救急、医療及び消火に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性にかんがみ、通信手段の確保等を図るものとする。

##### （2）広域災害・救急医療情報システムの整備

県、嘉手納町及び医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努めるものとする。

#### 【C NTT西日本及びNTTドコモ九州における予防計画（指定公共機関）】

各通信事業者は、地震・津波対策のほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害や暴風等の危険性を考慮して、通信施設の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の確保等を図り、大規模な風水害等発生時にも重要通信を確保する施設や体制等の整備を計画的に進める。

また、風水害等の想定、防災訓練の結果等をふまえて、防災業務計画を定期的に検証し、見直しを実施する。

##### （1）電気通信設備等の予防計画

災害による故障発生を未然に防止するため、次の防災計画を推進する。

- ① 大雨、洪水、高潮等が懸念される地域の電気通信設備等では、耐水対策を図る。
- ② 暴風の恐れがある地域の電気通信設備等については、耐風対策を図る。
- ③ 主要な電気通信設備が設置されている建物については、耐火対策を行う。
- ④ 主要な電気通信設備については、予備電源設備の設置又は予備電源車を確保する。

##### （2）伝送路の整備計画

局地的被害による回線の被害を分散するための対策をとる。

- ① 主要都市間に多ルートの伝送路を整備する。
- ② 主要区間の伝送路について、有線及び無線による2ルート化を実施する。



### 第3章 風水害等編（災害予防計画）

#### （3）回線の非常措置計画

災害が発生した場合における通信確保のため、非常措置としての予防対策

- ① 回線の設置切替方法
- ② 可搬無線機、工事用車両無線機等による災害緊急通信の確保
- ③ 孤立化防止用無線電話機による災害緊急通信の確保
- ④ 災害救助法適用時の避難場所及び現地対策本部機関等への貸出携帯電話の確保
- ⑤ 可搬型基地局装置による通話回線の確保

#### 【D KDDIにおける予防計画（指定公共機関）】

##### （1）通信設備等に対する防災計画

災害の発生を未然に防止するための防災計画とする。

- ① 予想される災害の種類、規模等について十分調査し、これに耐えうる通信設備等を考慮した防災設計を行うものとする。
- ② 通信に係る局舎及び通信設備等の耐災害性を強める。
- ③ 主要な通信設備等については、予備電源を設置する。
- ④ 通信設備等に係る記録、プログラムファイル等のうち、特に必要と認められるものについては、その保管場所の分散、耐火構造容器等への保管等の措置を講ずるものとする。

##### （2）通信網等の整備計画

災害時における通信の不通、又は極端な疎通低下を防止するための通信網を整備する。

- ① 中央局設備及びその付帯設備を分散設置する。
- ② 伝送路については、所要の信頼性を維持するため、海底ケーブル、通信衛星等により可能な限り多ルート化を図る。

##### （3）災害対策用機器等の配備計画

災害発生時において、通信を確保又は被害を迅速に復旧するため、必要とする事業所に災害対策機器等を配備する。

- ① 孤立防止策として、緊急連絡用設備を配備する。
- ② 非常用回線としての代替回線又は臨時回線の設定に必要な通信機器、防災用機器を配備するものとする。

## 第3章 風水害等編（災害予防計画）

### 2 放送施設災害予防計画

各放送機関は、災害時において放送電波を確保するため、放送施設の予防措置・対策を次の事項により講じていく。

- ① 放送施設及び局舎防災設備基準に基づく措置
- ② 消耗品及び機材等の一定量の常備
- ③ 無線中断状態の把握
- ④ 移動無線機等の伝搬試験
- ⑤ 交通路の調査
- ⑥ 非常持ち出し機器、書類の指定
- ⑦ 放送スタジオ（近隣のFM ラジオ等）の活用及び仮設送信所用の場所の調査選定
- ⑧ 電力会社及び警察等の利用しうる通信回線の調査
- ⑨ その他、必要と認められる事項

### 3 通信設備の優先利用等

#### （1）優先利用の手続き

本町は、県及び関係機関と同様、通信設備の優先利用（基本法第57条）及び優先使用（同法第79条）について、最寄りのNTT西日本、NTTドコモ九州、放送局とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定めておくものとする。

#### （2）放送施設の利用

知事及び町長は、防災上緊急かつ特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続きにより、災害に関する通知、要請、伝達及び警告等の放送を放送局へ依頼するものとする。

## 第3章 風水害等編（災害予防計画）

### 第4節 交通確保・緊急輸送計画

大規模災害時には、災害対策要員、負傷者、物資、資機材等、多様かつ大量の輸送需要が生じ、輸送手段を確保することが困難になることが予想されることから、事前措置として、輸送を円滑に行うための対策を今後推進していくこととする。

[担当：総務課・都市建設課]

#### 1 交通規制計画の作成等

緊急通行車両が交通渋滞で機能麻痺しないよう、国道や県道の管理者等と相談し、重要路線等の交通規制計画を作成する。それに合わせて、必要な災害時交通規制用情報板の整備、交通誘導のための警備業者との協力協定の締結及び交通施設の耐震性確保等を図る。

#### 2 重要道路通行確保のための体制整備

道路管理者は、災害発生後速やかに道路の被害状況を把握し、通行に支障のある場合、直ちに通行活用できる体制を国や県、関係団体の協力を得ながら整備する。

#### 3 緊急輸送基地の選定及び整備

輸送を効率的に行うため、本町は県及び近隣市町村と調整しながら被災地外に緊急輸送基地を設置し、総合的な輸送体制を整える必要がある。そこで、陸、海、空から物資等が集積することを念頭に置いて、緊急輸送基地を選定（確保）し、整備していくこととする。

#### 4 臨時ヘリポート等の確保

孤立化した場合に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、本町域内に臨時ヘリポートの指定や整備を行うものとする。

#### 5 緊急通行車両の事前届出の徹底

災害時の緊急輸送の確保をはかるため交通規制がなされた場合、当該区間・区域を通行するためには緊急通行車両の確認がなされる必要がある。この場合、事前に届出を行い、届出済証の交付を受けることで手続きが簡略化され、迅速に確認がなされるようになっている。そこで、本計画の災害応急対策計画に基づいて使用する可能性の高い車両をリストアップし、事前届出の徹底を図ることとする。

#### 6 運送事業者との連携確保

県と協力し、緊急輸送調整業務への運送事業者等の参加、運送事業者等による物資集積拠点の運営（運送事業者等の施設活用含む）について以下の視点から検討し、必要な体制等の整備を推進する。

- ・ 物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理や発注方法の標準化
- ・ 物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置支援
- ・ 輸送車両への優先的な燃料供給等の環境整備
- ・ 輸送協定を締結した民間事業者等の車両の緊急通行車両としての事前届出の普及

### 第3章 風水害等編（災害予防計画）

#### 第5節 基地災害及び米軍との相互応援計画

県内には日本全体の約7割を占める米軍基地がある。

特に本町は町土の8割以上を占める米軍施設があり、字兼久地区における米陸軍貯油施設をはじめ、東側に弾薬庫、南側に極東最大の米空軍施設「嘉手納飛行場」がある。

[担当：総務課・基地渉外課]

##### 1 災害時の連携体制

###### (1) 相互連携体制の構築

県及び町内において大規模な災害が発生した場合、応急対策や復旧対策を円滑に実施するため、沖縄県を構成する一員として米軍と県との相互連携体制を構築することは重要なこととして沖縄県地域防災計画に示されている。

そこで、県と市町村は、米軍との相互応援体制及び消防相互援助協約等に基づき、災害の種別、規模、態様の情報収集及び伝達に努めるとともに、迅速かつ的確な災害応急対策を実施するものとする。

###### (2) 相互応援協力体制の確立

県内で、地震、津波等による大規模災害の発生により、人の生命、身体及び財産に重大な被害がおよび、また、その恐れがある場合に、その状況に応じて沖縄県と在沖米軍が相互に連携を行うための手順として「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル」を沖縄県と在沖米軍が共同で平成14年1月に策定している。

###### ① 県から応援を要請する場合

地震・津波等の大規模災害により、沖縄県災害対策本部が設置された場合に、相互に応援をする必要があると判断された場合。

###### ② 嘉手納町における応援対策

本町の災害対策本部が設置され、広域応援が必要と判断される場合、沖縄県を通し要請するものとする。

#### 【資料編参照（65頁）】

##### 2 基地災害への対応

###### (1) 嘉手納町における基地災害の現況

軍事基地があるが故にこれまでに航空機墜落事故、航空機燃料流出事故等が相次ぎ、甚大な被害を被ってきたように、基地内での事故等は直接町民生活へ影響を及ぼす厳しい環境にある。これまで基地より発生した災害はある程度把握されているが、行政権が及ばないことなど現時点で災害予測をすることは極めて難しい状況にあり、災害対策への課題を多く抱えている。

しかし、基地そのものが住民地域に隣接しているため、防災上の措置を確保することは重要かつ必要条件である。

###### (2) 基地災害への基本方針

### 第3章 風水害等編（災害予防計画）

基地への基本方針として、基地の整理、縮小、返還を前提に、市民の生命と財産を守り安全の確保を図るため、基地被害（災害）に対する問題の解決に向け、近隣市町村及び県、県外の基地保有地域等との連携を図り、国や米軍関係機関に働きかけるものとする。基地が存続する現状においては、住民地域への被災拡大の除去対策として不測の災害に備えるよう米軍及び関係機関と連携を密にしながら、整備促進するものとする。

また、航空機墜落事故等の危険や不安の解消を図るために、米軍に対し、整備・点検の徹底とともに、パイロットや乗員の安全教育、飛行方法等の再検討や市街地上空での飛行禁止など、安全対策の強化を継続して求めるものとする。

※基地に関する災害については、「国民保護計画」の中で考えられる災害を想定するとともに、災害発生時の応急対策について検討するものとする。

【資料編参照（61頁）】

### 第3章 風水害等編（災害予防計画）

#### 第6節 海上災害予防計画

[担当：総務課・産業環境課・消防本部]

##### 1. 災害応急対策への備え

###### （1）情報連絡体制の整備

第十一管区海上保安本部、県及び嘉手納町は、大規模海難や油等流出事故が発生した場合に、沿岸の住民、事業者、漁業組合及び漁港管理者及び船舶等に緊急情報を収集・伝達する体制を確立しておく。

###### （2）消防救助体制の整備

警察及び嘉手納町は、海上捜索活動を実施できる船舶等の整備に努める。

また、消防艇等の消防用機械・資機材等の整備に努めるとともに、海水等を消防水利として活用する施設の整備に努める。

###### （3）油防除作業体制の整備

県及び嘉手納町は、迅速かつ的確な油防除ができるように、油防除マニュアルの作成や防除資機材の整備に努める。

###### （4）訓練等

第十一管区海上保安本部、沖縄総合事務局、県、嘉手納町は、大規模な海難事故や油の大量流出事故等を想定して、海上消火、海難救助及び流出油防除等の訓練を実施するとともに、海難事故や油流出事故への対応を迅速かつ的確に実施できる人材を育成する。

### 第3章 風水害等編（災害予防計画）

#### 第7節 業務継続計画

大規模な災害の発生時においては、予期しない事態が発生することが想定されるほか、直ちに参集できる職員は限られるものと考えられることから、災害対応及び行政サービスの遅れや中断が町民に与える影響は大きい。そのため、災害時においても速やかに通常業務を再開・開始させる体制を整え、行政サービスを維持することが求められている。

[担当：総務課]

##### 1. 業務継続計画の策定

国が示すガイドラインに基づいて、災害時においても通常業務に支障をきたすことのないよう、業務継続計画（BCP）の策定に努めるものとする。

##### 2. 業務継続計画の基本方針

災害時においては、災害対応業務を最優先で取り組むとともに、通常業務においても優先度を踏まえ、できる限り中断することがないように全庁的に対策に取り組むとともに、中断した場合においても速やかに業務を再開させることができるよう検討していくものとする。

策定するにあたっては、以下の項目に留意するものとする。

###### 【業務継続計画の基本的な考え方】

- (1) 非常時優先業務の特定（選定）
- (2) ヒト・モノ、情報及びライフライン等、業務継続に必要な資源の確保及び配分
- (3) 手続きの簡素化
- (4) 指揮命令系統の明確化
- (5) 業務立ち上げ時間の短縮
- (6) 発災直後の業務レベルの向上

##### 3. 事業所の防災体制について

災害は、住民生活をはじめ企業活動にも大きな影響を与えるものであるため、災害発生後も企業活動が迅速に復旧できる体制について検討するよう、以下のことについて企業に周知するものとする。

- (1) 事業所による事業継続計画（BCP）の策定
- (2) 事業所による被害予想から復旧計画の策定
- (3) 事業所と地域防災ネットワークの形成

### 第3章 風水害等編（災害予防計画）